

継続

原議保存期間	3年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

本庁各局部課長  
各審議官  
首席監察官  
各管区警察局長  
東京都警察情報通信部長 殿  
北海道警察情報通信部長  
警視總監  
各道府県警察本部長  
各方面本部長  
(参考送付先)  
警察大学校長  
皇宮警察本部長  
各管区警察学校長

警察庁丙地発第15号  
平成31年3月20日  
警察庁生活安全局長

#### 警察用船舶広域運用推進要綱の制定について

最近、国際化の進展等に伴い、覚せい剤等の不法物件の流入は増加の一途をたどっているが、そのほとんどは密輸入によるものであり、外国から船員等が貨物船の積荷の中に隠匿して持ち込み、夜間、高速艇で日本近海の洋上において取引する等の方法で密輸入されているところから、これらの密輸入事犯を水

際で検挙し、国内流入を防止しなければ、覚せい剤等の関係事犯を鎮静化させることはできない状態にある。

また、犯罪者等の出入国も、我が国の海岸附近の沿岸海域において高速艇等を利用して敢行されていることがうかがわれる。

これらの犯罪者等の出入国や不法物件の流出入の取締りは、港湾その他我が国の水際における治安の維持を第一次的に担当する水上警察の任務であり、その意味で、水上警察は、国の公安に大きくかかわるこの種事犯の取締りに総力を挙げ、現下の最重点課題である水際対策の一翼を担ってこれに緊急に対処する必要がある。

このような水上警察をめぐる諸情勢にかんがみると、今日、警察用船舶により我が国沿岸水域を間隙なく常時警戒監視する体制を早急に確立し、昼夜の別なく各種警察事象に即応した警戒警ら活動を展開することが要請されており、そのための施策の一環として、警察用船舶の広域運用による効率的な水上警察活動の基盤づくりに努める必要がある。

そのため、この度、別添のとおり「警察用船舶広域運用推進要綱」を制定したので、各都道府県警察にあつては、警察用船舶の広域運用の推進のための基盤づくりに努めるとともに、警察法第60条に基づく警察用船舶及び船舶警察職員の援助要求の積極的かつ円滑な活用に配意されたい。

**【継続措置状況】**

初回発出日：昭和63年3月18日

(有効期間：平成31年3月31日)

別添

## 警察用船舶広域運用推進要綱

目次

第1 趣旨

第2 船舶の広域運用の推進

1 広域運用計画等

2 広域運用指針

第3 船舶の広域運用のための基盤の整備

1 全国警察用船舶情報センター

2 整備時期の調整等

3 基礎資料の整備等

4 指定区域外航行のための船舶の点検整備

5 船舶の広域運用訓練の実施

第4 船舶等の援助要求の活用

1 援助要求計画の策定

2 援助要求の方法

3 警察庁等への連絡

4 打合せの実施

5 警察庁及び管区警察局の調整

6 指揮権の移転

7 専決（代行）規定の整備

第5 実施細目

第6 その他

1 施行期日

2 経過措置

## 第1 趣旨

この要綱は、警察用船舶（以下「船舶」という。）を使用した各種水上警察活動を行うに際し、船舶の広域運用を推進することにより、効率的な水上警察活動を展開するため必要な事項を定めるものとする。

## 第2 船舶の広域運用の推進

### 1 広域運用計画等

- (1) 都道府県警察は、当該都道府県警察に配備されている船舶について、当該船舶の配置されている警察署の管轄区域を越えて当該都道府県の全水域をカバーした広域的な運用を行うことにより、効率的な水上警察活動を展開するため、毎年、当該都道府県の水域全域における水上警察事象等を勘案し、都道府県警察船舶広域運用計画（以下「広域運用計画」という。）を策定し、これに従って船舶の効率的かつ重点的な運用を行わなければならない。

なお、この広域運用計画を策定するに当たっては、管轄水域が隣接し又は近接する都道府県警察とあらかじめ十分に連絡し、全体として均衡のとれた連携活動が確保されるように配慮しなければならない。

- (2) 管轄区域が隣接し又は近接する都道府県警察は、管轄水域の境界付近等における事案又は当該複数の都道府県警察の管轄水域に警察活動が及ぶ事案について、水上警察活動を効率的に展開するため、平素から船舶の連携運用に関し協議を行い、相互に緊密な協力を推進するよう努めるものとする。
- (3) 都道府県警察は、当該都道府県の水域全域における水上警察事象等にかんがみ、当該都道府県警察に配備されている船舶のみによっては対処することが困難であると認められる事案については、他の都道府県警察に配備されている船舶の応援派遣を求めることにより万全の水上警察活

動を確保するよう努めるものとする。

- (4) 警察庁及び管区警察局は、(1) から(3) までの船舶の広域運用が円滑に推進されるようにするため必要な指導及び連絡調整を行うものとする。

## 2 広域運用指針

- (1) 警察庁は、都道府県警察における船舶の配備状況、水上における治安情勢等にかんがみ、都道府県警察が策定する広域運用計画の適正を図り、船舶の広域運用の効率的な実施を期するため、特に必要があると認めるときは、全国的な船舶の広域運用に関する指針（以下「広域運用指針」という。）を策定するものとする。
- (2) 都道府県警察は、広域運用指針が定められているときは、広域運用指針に従って広域運用計画を策定しなければならない。

## 第3 船舶の広域運用のための基盤の整備

### 1 全国警察用船舶情報センター

- (1) 船舶の広域運用を支援するため、警察庁に、船舶の都道府県警察ごとの配備状況及び配置場所、船舶の性能、諸元、装備資器材、定期点検等整備の時期、航行区域、配置されている船舶職員の保有する海技資格等の船舶に関する情報の収集、整理及び管理を行うとともに、都道府県警察の求めに応じこれらの情報を提供する全国警察用船舶情報センター（以下「センター」という。）を設置するものとする。
- (2) 都道府県警察は、船舶又は船舶警察職員（以下「船舶等」という。）の応援派遣の要求をしようとするときは、事前に、センターに対し、船舶等に関する情報について照会を行うなど、センターの情報を活用するものとする。
- (3) 都道府県警察は、センターが管理する船舶等に関する情報に変更を生じたときは、速やかに警察庁に文書で報告するものとする。

## 2 整備時期の調整等

- (1) 船舶の円滑な広域運用に資するため、都道府県警察は、警察庁が指定する船舶の整備を行おうとするときは、事前に、当該船舶の名称、整備等に要する日数（回航に要する日数を含む。）及び整備終了後の運用開始時期について、警察庁保安部外勤課長（以下「警察庁外勤課長」という。）に電送により報告するものとする。
- (2) 警察庁は、船舶の広域運用を円滑に行うため必要があると認めるときは、整備時期について調整を行うものとする。
- (3) 船舶が配備されている都道府県警察は、船舶の広域運用による広域的な警察の水上警戒力の展開に支障を生じないようにするため、平素から隣接する都道府県警察等と緊密な連携を保ち、整備時期の連絡調整に努めるものとする。

## 3 基礎資料の整備等

都道府県警察は、平素から、管轄する水域の全域についての海図、航路図等の船舶の広域運用に必要な基礎資料を整備するとともに、船舶の係留場所の確保、気象・海象情報の収集、船舶燃料の確保、船舶相互間通信の確保、船舶の回航又は運航が可能な経路の把握等船舶の広域運用に必要な措置を講じておくものとする。

## 4 指定区域外航行のための船舶の点検整備

都道府県警察は、平素から、機関の調整、船底の清掃等船舶の点検整備及び船舶用膨張式救命いかだ、船舶用救命浮器、船舶用救命浮環等の救命装備の整備等を行い、船舶の指定区域外航行のための臨時変更証の交付を円滑に受けられるよう措置しておくなど、船舶の広域運用に迅速に対応することができるようにしておくものとする。

## 5 船舶の広域運用訓練の実施

警察庁、管区警察局及び都道府県警察は、船舶の広域運用の推進に資するため、所要の訓練に努めるものとする。

#### 第4 船舶等の援助要求の活用

##### 1 援助要求計画の策定

都道府県警察は、警察法第60条第1項の規定に基づく船舶等の援助の要求（以下「援助要求」という。）をしようとするときは、援助要求を受けた警察庁若しくは管区警察局又は都道府県警察が行う諸準備に要する時間を考慮するとともに、援助要求の内容が事態の推移に伴いたびたび変更されることのないよう、見通しをもった計画を策定して行うものとする。

##### 2 援助要求の方法

援助要求は、その相手方ごとに、次の事項を明らかにして文書で行うものとする。

ア 応援派遣先における任務

イ 援助要求を必要とする理由

ウ 応援派遣を必要とする船舶の性能及び諸元のうち少なくとも次の事項

(ア) 船種

(イ) 船速

(ウ) 定員

(エ) 船舶に必要とする装備（レーダー、ロラン、船舶無線等）

(エ) その他（使用燃料、船舶の航行可能区域の指定等）

エ 応援派遣を必要とする船舶等の数

オ 応援派遣を希望する日時及び期間

カ 活動区域及び係留場所

キ 指揮権の移転に関する事項

ク 応援派遣先において使用する無線通信系の構成、通信方法等の無線通

信に関する事項

ケ その他必要な事項

### 3 警察庁等への連絡

援助要求に係る警察法第60条第2項の規定による警察庁への連絡は、あらかじめ、2の各号に掲げる事項を明らかにして、警視庁及び北海道警察にあつては警察庁保安部外勤課に、府県警察にあつては警察庁保安部外勤課及び管轄する管区警察局保安（公安）部保安課に電送により行うものとする。ただし、急を要し、止むを得ないときは、事後速やかに行うものとする。

### 4 打合せの実施

援助要求を行った都道府県警察と援助要求を受けた警察庁若しくは管区警察局又は都道府県警察は、早期に、2の各号に掲げる事項及び次の事項について詳細な連絡、打合せを行うものとする。

ア 応援派遣先の港湾施設の構造、配置状況等

イ 応援派遣先の活動区域及び係留場所並びにその周辺海域における次の事項

(ア) 過去の統計に基づく風速、風力、天候等の気象条件

(イ) 波高、波長、潮位、潮流の方向及び速さ等の海象状況

(ウ) 岩礁の位置、水深、海上施設その他の海の地形及び地物

ウ 船舶の輸送に関する事項

(ア) 輸送の方式

(イ) 輸送の時期

(ウ) 輸送の経路

(エ) 派遣する船舶を回航する場合には、回航する航路及びその周辺海域におけるイの(ア)から(ウ)までの事項

- (オ) 輸送途中の宿泊（休憩）施設
- (カ) 輸送途中の燃料補給等の予定地
- (キ) 到着予定日時及び場所
- (ク) 会計上の手続（国有財産使用承認申請）
- (ケ) その他船舶の応援派遣に伴い必要な事項

エ 派遣する船舶の指定区域外航行許可申請の手続に関する事務及び期限

オ 船舶の運用に伴う救助体制

カ 応援派遣先における船舶の燃料補給の場所及び方法

キ その他船舶の運用に伴い必要な事項

## 5 警察庁及び管区警察局の調整

警察庁及び管区警察局は、援助要求に係る援助の必要性、応援を行う都道府県警察（以下「応援県」という。）の船舶の保有状況及び応援派遣をした場合における当該応援県の水上警察活動への影響等を勘案して、援助が円滑に行われるよう、派遣する船舶の都道府県警察への割振り、輸送方法、輸送日時等について所要の調整を行うものとする。

## 6 指揮権の移転

派遣された船舶の活動に対する指揮権については、当該船舶が応援派遣先の都道府県警察（以下「受援県」という。）の指定する場所に寄港した時から応援派遣を解除される時までの間、受援県に移転するものとする。

## 7 専決（代行）規定の整備

災害、大規模な水難、船舶事故等緊急を要する事態における船舶の援助要求に関する事務を迅速に処理するため、警察法第60条第1項の都道府県公安委員会の権限のうち、船舶の援助要求については、警察本部長が専決（代行）することができるよう公安委員会事務代行規定等を整備するものとする。

## 第5 実施細目

この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するための手続その他この要綱の実施に関し必要な事項は、警察庁外勤課長が定める。

## 第6 その他

### 1 施行期日

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

### 2 経過措置

昭和63年の広域運用計画については、昭和63年7月1日から昭和63年12月31日までの船舶の運用計画を策定するものとする。